

# クレイム申し立てとしてのベーシック・インカム

堀 真悟

本論文は、普遍的な生活保障構想ベーシック・インカム（BI）をクレイム申し立てとして論じることで、リアリティの構築においてその要求が持つ遂行的可能性を明らかにする。多様な問題経験を含むBIの要求は、アイデンティティに依拠した差異の政治のみならず、人間の定義そのものを問いなおす「普遍性の政治」ともなる。BIを要求することは、支配的なリアリティを異化し人びとをエンパワーする「夢」を遂行的に構築するのである。

## 1 はじめに

筆者は大学院生である。週一日ゼミに出席し、四日間を大学での助手と出版社で記事を書くアルバイトに費やし、休日に自分の研究を進める生活を送っている。このうち、アルバイトが生活の中で占める割合は大きい。本来なら研究にもっと時間を割きたいのだが、困ったことに、働かないと衣食住を満たせない。研究をするために大学院生になったはずが、大学院生として暮らすために研究の時間が奪われていく皮肉な現実がここにはある。

だが、ときどき疑問に思うことがある。出版社で記事を書くことと、大学院生として論文を書くことに一体何の違いがあるのだろうか。なぜ前者は支払いの対象となり、後者はそうではないのか。少なくとも筆者にとっては、どちらも同じ執筆である。

こうした釈然としない現実をやりすごすため、筆者はクラブやライブに出かける。そこでの時間は、筆者の生きる支えになっている。調子に乗って飲み過ぎたり、出演者のCDを思わず購入した

りして、月の稼ぎの10分の1近くを飛ばしてしまうとしてもだ。ラッパーの狐火もいうように「クラブは不安を共有する場所　クラブは不安定を称賛する場所……クラブはひたすら夢を見る場所」である。そして夜明けとともに、筆者は夢から現実へと引き戻される。

結局は現実に戻っていく私たちの夢は、単なる一時の逃避に見えるかもしれない。だがそうだろうか。そこで見られる夢、不安を共有し不安定を称賛する言葉や音楽のひとつひとつには、ただ生きることすら保障されない現実の不当さへの気付きが隠れているのではないか。だとしたら夢は現実逃避などではない。それは、好きな生き方を選べる社会、生きるために賃労働が強いられない社会、生きることそれ自体に価値が置かれる社会、つまりは現実の異なったあり方への入り口なのだ。

こうした夢に具体的なかたちを与える社会制度構想が、無条件かつ普遍的な生活保障であるベーシック・インカム（BI）である。その構想

の背景には、自らの生を価値あるものとして認めさせるため、数多の人びとがBIを要求してきた経緯がある。本論文はこれをクレーム申し立てとして捉え、とりわけその普遍性の意義に着目しつつ、BIを要求する行為が持つ遂行的な可能性を明らかにすることを目的とする。

まずは本論の各章を概観しておきたい。2では、本論の分析手法である社会問題の構築主義の議論を整理し、人びとの活動・言説をクレーム申し立てとして分析することが持つ可能性を示す。クレーム申し立て概念は人びとの活動によるリアリティの構築過程を分析することで、そこに含意された問題経験を可視化するとともに、時には現実の異なった見方としての「夢」を示しうるのである。

次いで3では、BIに関する先行研究を確認したうえで、BIを求める社会運動や活動をクレーム申し立てとして分析していく。BIはその効率性や政治的効果などに比べ、その要求行為自体に含意された問題経験や夢についてはあまり議論されてこなかった。クレーム申し立てとしてBIを捉えることによって、人びとがその要求にかなる欲望を託し、どのような世界を目指そうとしていたのかを論じたい。またこれによって、新しい社会運動からプレカリアート運動、個人の生き方にいたるまで多種多様な活動と欲望の結節点としてBIを位置付けることができるだろう。

だが、そうした運動・活動がBIという一つの要求に結節していることにはどのような意味があるのだろうか。BIは各個のアイデンティティに基づいた差異の政治から、それらを節合する普遍性の政治へとつながる契機を秘めているのではないか。4で扱うのはこの問いである。その際に本論は、ジュディス・バトラーの議論を手がかりとする。バトラーによれば、特

定の生のみを普遍化した「偽り」の普遍性に代わり、競合する複数の普遍の増殖が人間観の再彫琢には必要である。そこで本論ではBIの普遍性を、能産的な人間観あるいは生とは何かということの問題化し再定義するものと考えたい。ではそうしたBIを要求することは、人びとが生きる現実にとどのような遂行的効果をもたらすのか。BIに託された夢は、どのように現実を変えていく可能性を持つのだろうか。

## 2 構築主義とクレーム申し立ての社会学

### 2-1 クレーム申し立ての社会学

スペクター & キツセは『社会問題の構築』で、「社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される」(Spector&Kitsuse 1977=1990: 119)と宣言し、社会問題の構築主義の先鞭をつけた。

「社会問題とはある種の状態であるという考え方を捨てて、それをある種の活動として概念化しなければならない」(Spector&Kitsuse 1977=1990: 116)。社会問題はある状態について人々が訴え、その状態が問題とみなされることで社会的に構築される。そして重要なこととして、ふたりは、この活動にクレーム申し立てという名を与えた。「クレームの申し立ては、つねに相互作用の一形式である。つまりそれは、ある活動主体から他の者に向けての、ある想定された状態について何かをすべきだという要求である」(Spector&Kitsuse 1977=1990: 123)。D・R・ロウスキ(1987)が述べたように、クレーム申し立てにおいて争われるのは現実をいかに定義するか、ひいては変革すべきかに関する競合である。クレーム申し立ては、リアリティをめぐり規範的な言明として定義すること

ができる。

このクレーム申し立ての定義は 1970 年代の「新しい社会運動」<sup>1</sup> のインパクトに対応するために求められたものだ。象徴的な論文が J・I・キツセ「あらゆるところからカミングアウト」(Kitsuse 1980) である。人種やジェンダー・セクシュアリティによってスティグマ化された人びとが自らの存在を公に語り市民権を求める様にキツセは、社会の側に問題があると訴えるクレーム申し立てを看取したのである。社会問題の構築主義は、人びとのクレーム申し立て活動を研究対象とする点でクレーム申し立ての社会学とも呼ばれるが、その原点には、逸脱者とされた者たちの社会に対する要求がある。

## 2-2 「強い」主体と「問題経験」

では、クレーム申し立てを分析対象にする研究の営みはどのようにありえるのか<sup>2</sup>。このことを明らかにするためには、クレーム申し立て活動自体の構築性、そしてそれを観察する研究者の地位という二つの問題を検討する必要がある。

まず、クレーム申し立て活動自体の構築性について。このことは前述のクレーム申し立て概念の出自にも関わる問題である。草柳千早は、新しい社会運動をプロトタイプとして成立したクレーム申し立て概念では、自らのニーズを整理しその正当性を訴えることができる「強い」主体像がすでに前提されていると指摘する(草柳 2004: 70)。

だが、こうした主体は所与のものとして存在しているわけではない。草柳はクレーム申し立てが行われる過程を三段階に分けている。①自らの経験を「社会問題」として定義すること、②それを他者に対して語り、③語りクレーム申し立てとして認識されること、である。

強い主体は、この三段階の試練を潜り抜けた末の産物である。逆に言えば、クレーム申し立ての出発点には「不満、不快感、疑問、怒り、憤り、悩み、違和感、苛立ち、疲労感、不調、生きづらさ」(草柳 2004: 1) といった「問題経験」があるのである。

したがって、強い主体像を前提してクレーム申し立てを分析し始めることは、本末転倒というべきだろう。強い主体はあくまで活動のひとつの結果に過ぎない。むしろ構築主義的な立場を徹底するのであれば、問題を経験することからすでに社会問題の構築は始まっていると考えられる。「問題経験の原因を何よりも現在の社会のあり方に求め、そのあり方を変えれば問題は解消ないし改善、軽減すると考えるとき、人は『社会問題』に直面している」(草柳 2004: 37)。クレーム申し立ての社会学は、人々の問題経験が社会の変革へと架橋されていく動的な過程を分析しうるのである。

問題経験とは「よりよく、より楽しく快く生きたいという欲望、願望の表現」(草柳 2004: 36) でもある。それは時に強い主体のクレームとして組織され、あるいは誤って受け取られたり失墜させられる。しかしそうした結果以前に、人びとの活動に込められた欲望に光を当てることこそが、研究者の課題とされているともいえよう。

## 2-3 夢は現実を異化する

次いで、クレーム申し立てを分析する研究者の地位について。フーコーの権力論を取り入れクレーム申し立てを論じるレズリー・ミラー(1993)によれば、特定の語りのみがリアリティ定義をめぐる権力関係の中にあるのではなく、あらゆる語りは権力関係の中でその位置を争いつつ、リアリティ構築に関与している。その意

味で、あらゆる語りはクレイムを申し立てている。にも関わらず、権力関係の中では、クレイムとして受け取られず無意味なものとして失墜させられる語りが多数である。

そして、研究者もこうしたクレイム申し立てが受け取られる文脈の外部に立つことはできない。研究者もまた、社会問題の構築過程のメンバーなのである。よって、研究者が何をクレイム申し立てとみなすのか、それは政治的な選択に他ならない。このことは研究者に、以下のような課題を要請する。『社会問題』や『クレイム』などについて書くことは、周縁化実践を顕在化させそれによって不可視化されている『現実』を顕在化させようとするものであり、現に支配的な『社会的現実』によって排除されている他の『現実』の可能性を浮かび上げようとするものである(草柳 2004: 230)。

何をクレイム申し立てとして受け取るのか。この選択によって直面するリアリティは時に、それまでは想像だにできなかった「<sup>dream</sup>夢」(Kelly 2002=2011) であるかもしれない。それはまさに夢のようなものであるため、クレイム申し立てとは一瞥してみなされない語り口を取ることであろう。だが、そこで欲望のままに語られる夢は「まだ生まれていない世界についての認知地図」(Kelly 2002=2011, 29-30) であり、私たちが組み込まれ疑問視することすらできなくなっている「<sup>リアリティ</sup>現実」を異化する可能性を持つ。そうした夢の可能性を引き出すことこそ、社会問題の構築主義のもうひとつの課題であり可能性であるといえる (Pfohl 2008)。クレイム申し立てはどのような世界を欲望するのかをめぐる抗争であり、時にはその夢を受け取ること、私たちは異なった世界のあり方の中へ入っていくのである。

### 3 クレイム申し立てとしてのベーシック・インカム

#### 3-1 ベーシック・インカムとは何か

何をクレイム申し立てとして受け取るのかは、研究者にとって不断に問われるべき政治的選択として立ち現れている。しかし同時に、この選択によって私たちは社会問題の構築過程における欲望を(再)発見し、そこから新しいリアリティを浮かび上げることができる。この前提のもとで、本論はこれから BI をクレイム申し立てとして論じていくのだが、そのためにここでは、BI に関する先行研究について検討しておきたい。

まず、BI に関する世界的なネットワークである「ベーシック・インカム地球ネットワーク」では、BI について以下のような定義を示している。

ベーシック・インカムとは、無条件で全員に対して個人単位で交付される所得であって、交付にあたっては資力調査や就労要件がない。(武川 2008: 20)

BI は、全ての個人に対して無条件かつ普遍的に支払われる所得保障であり、右派・左派、また急進派、保守派のあらゆる立場から論じることができる。たとえばトニー・フィッツパトリックは、BI 論のもっとも包括的な概説書といわれる『自由と保障——ベーシック・インカム』(1999=2005) において、急進右派、福祉集合主義、社会主義、フェミニズムやエコロジズムといった社会運動における BI の主張を検討している。

なお、こうした議論において重要な争点となるのは無条件性と普遍性である。無条件性と

は「労働上の地位、雇用の記録、労働意欲、婚姻上の地位とは関係がないということの意味」(Fitzpatrick 1999=2005: 44) しており、対して普遍性は「申請以前にすべてのひとに義務というか、義務と権利が一体化した感じで支払われる」(堅田 2007: 98) ことを求める、市民権あるいは人間観の理解に関わる概念だといえる。

BI の構想をめぐるのは日本社会においても、社会保障としての有効性を問う議論(萱野編 2012)、社会政策論におけるシティズンシップ概念からの検討(武川編 2008)、政治哲学・規範理論からの検討(立岩・齊藤 2010)、また BI の実現可能性をめぐる経済学的な議論(小沢 2002) など、様々な視角から議論が展開されてきた。ほか近年では、企業経営者などから功利性の観点での擁護も行われ、政党公約にも BI は掲げられてきた(新田・星 2009)。

しかしながら BI は、社会政策としての実現可能性や効率性をめぐる次元、あるいはピースミールの改革を進めるうえでのユートピア的指針(武川 2008) にのみ留まるものではない。白石嘉治は、ドゥルーズ＝ガタリの議論に依拠しながら以下のように述べている。

ベーシックインカムの要求に賭けられているのは、非物質的なものの生成に寄与する資本の運動の終わりであると同時に、われわれの生が根ざす次元についての再定義にほかならない。(白石 2010: 178)

白石の主張に比して BI についての先行研究では、BI の要求が伴う「われわれの生が根ざす次元についての再定義」、クレーム申し立てにおける問題経験とリアリティの(再)構築の過程についてはあまり取り上げられてはこな

かった。BI はどのような政治的イデオロギーから要求されてきたのかを論じるフィッツパトリックは、BI 論においてイデオロギーを捨象することは魅力的だが、それでは「私たちは今、一体何をしているのだろうか」(Fitzpatrick 1999=2005: 9) という問いに答えることができないと述べる。さらにフィッツパトリックに付け加えるならば、政治的なイデオロギーだけでなく、そのようには明確化されない問題経験の広がりにも着目することが、人びとが自らの生を再定義するさまを論じるうえでは欠かせないだろう。

というのは、BI の要求は単に所得をいかに再分配するかだけを問題化してきたわけではないからだ。たとえばキャロル・ペイトマンによれば、BI は女性の経験に基づき、現在の社会で男性が女性の家事労働にただ乗りしていることを問題化する発想ともなりうる。ペイトマンは「もっぱらある種のただ乗りに頼っているような状態を、社会秩序を横断した相互援助といった意味での互酬性をいかに強化できるかに関する考証へと変えていくこと」(Pateman 2006: 116) が BI によって要求されているという。白石がいうように「ベーシックインカムの要求が含意しているのは、たんなる生命の保障でもなければ、ましてや資本主義の健全化でもない」(白石 2010: 180) のならば、BI を主張することで人びとは何を求めてきたのかこそが明らかにされねばならない。

よって本論は、BI の思想や社会運動としての側面を重視した議論の延長線上に位置する。BI はどのような人々のいかなる欲望によって要求されているのか、その新たなリアリティとはいかなるものかを検討することは、BI をクレーム申し立てとして捉えることによって可能となる、必要な作業である。つまり、本論で明

らかにしたいのは以下の問いである。クレイム申し立てとしてのBIはどのような問題経験のもとで行われ、いかにリアリティの再定義を求めたのだろうか。

### 3-2 複数の運動による一つの要求

山森亮(2009)は、イギリスの要求者組合、イタリアのアウトノミア・フェミニズム、アメリカの公民権運動、日本の障害者運動「青い芝の会」などの「新しい社会運動」を取り上げ、そこではBIに直接・間接的に通じる主張がされてきたことを明らかにしている。

たとえばイタリアのアウトノミア・フェミニズムは、性別役割分業を前提とした福祉国家において女性が私的領域での家事へと専従させられていることを問題化し、家事労働への賃金支払いを要求した。ただしその主張は、単に家事労働に賃金が支払われれば事足りるとするものではない。問題なのは、女性が家父長制的支配と資本主義からの自律を獲得することであり、「つまり、結局より多くの給料を克ち取らなければ自由時間も獲得できないのだという事実」(Costa 1981=1987: 74)である。したがって「家事労働に賃金を」の主張が最終的に求めていたのは、すべての人に対して支払われる「生産性や労働時間とは切り離された、保障賃金」であり、家事労働からの「解放料」としてのBIだったのである(山森 2009: 85)。

ここで、本論にとって重要なのは「この無償の再生産労働を拒否するという根底的な決意こそが、その後の女たちの認識と行為の中心環となった」(Costa 1981=1987: 37) ことである。賃金の要求は、家事とは労働であり、無償でそれを強いることは搾取に他ならないという新たなリアリティを提示する試みであった。それは、家父長制を是とするリアリティに対するク

レイム申し立てだったのである。

山森が挙げる他の運動においても同様である。公民権運動は「快適な環境のなかで生活を営むことのできる、一年を通しての収入の保障をつけてくれる緊急のプログラム」(King 1968=1993: 23) を求め、青い芝の会は「寝たきりの重症者がオムツを替えて貰う時、腰をうかせようと一生けん命やることがその人にとって即ち重労働としてみとめられ」(横塚 2007: 56-7) 支払いの対象となることを要求してきた。

これらの新しい社会運動は、1970年代に「福祉国家の危機」(Pierson 1991=1996) を可視化させた動因でもあった。福祉国家は、第二次世界大戦後の「ゆたかな社会」のなかで円滑に維持されているかのように思われたが、1970年代以降ニューライト・ニューレフトの双方からその非効率性や内在的矛盾、管理主義的な性格を指摘されるようになった(武川 1989)。わけても新しい社会運動は「民族的少数派(とくに女性)の犠牲のうえに、資本家と白人(とくに男性)の利益を保障するという、先進資本主義国家に特徴的な性質」(Pierson 1991=1996: 158) を福祉国家に見出し批判した。こうした福祉国家のあり方を脱中心化させる(Fitzpatrick 1996: 313)、新しい社会運動からのクレイム申し立てとしてBIは位置づけられる。BIはいわば「複数の運動の一つの要求」(山森 2003: 143) なのである。

### 3-3 「学生に賃金を」から「楽をしたいという欲望」「うっとりとする余裕」まで

イタリアのアウトノミアの思想家アントニオ・ネグリとマイケル・ハートならば、これら複数の運動は身体・情動への介入の度合いを深めつつグローバルに展開する資本主義システム

＜帝国＞への、マルチチュードによる抵抗だというだろう。ネグリ & ハートは、生政治下の情動労働の担い手であるマルチチュードの政治綱領として BI を掲げている (Negri&Hardt 2000=2003: 500)。

ここで重視したいのは、マルチチュードはポストフォーディズム下の労働形態が生み出した、複数性と特異性を旨とした新たな主体の様式だということだ。この発想のもと、以下では2000年代の雇用の流動化・不安定化が高まった日本社会における社会運動や人びとの語りを検討してみたい。これらと1970年代の新しい社会運動とを連続的なものとして考えるうえで、マルチチュードの概念は格好の手助けとなる。

まず、2004年から毎年5月に東京をはじめ各地で開催されてきたプレカリアートのデモ「自由と生存のメーデー」では、BIが度々取り上げられている。特に2010年の開催時には、既存のセーフティーネットが受給資格で人を分断する「分離壁」となっていることをBIとの比較を通じて問い直す討論集会が行われた (人民新聞2010.6.14)。また、2000年代前半のプレカリアート運動では以下の「ベーシック・インカム宣言」が配布されていた。

当たり前の、本当に慎ましい要求は、ベーシック・インカムである。全ての人々が、その生を営むのに必要なお金を無条件で保障されなくてはならない。生きていくことは支払われるに値する。市民としての義務は、生きることが保障されなくては、果たしようがない。「衣食足りて礼節を知る」とはそういうことだ。(堅田・山森2006)

同時期この宣言に呼応するかのよう、奨学

金が大学生・院生や非常勤講師にとって過重な負担となっていることを問題化する議論<sup>3</sup>でも、BIは解決策として要求されてきた。「学生に賃金を」(栗原2010: 161)、それはかつてのイタリア・アウトノミアを牽引した学生運動(山森2009)が、BIを介して現代日本に再生したものといえよう。

プレカリアート運動において象徴的な位置を占めている「素人の乱」の活動にも、BIにつながる発想を見出せる。「素人の乱」は、2000年ころから東京の高円寺でリサイクルショップや飲食店を運営しつつゆるやかな生活共同体を展開してきた。そのメンバーの松本哉は言う。「労働運動は、今の社会の中で賃労働して生きていくというのが大前提にあって、そのなかでいかにちゃんとした待遇を勝ち取るかということだけど、こっちはもうバカバカしいから全部やらない、と」(松本2008: 172)。それは、アウトノミア・フェミニズムが要求していた資本主義から自律するための解放料に符合する。アウトノミア・フェミニズムは「生活というものがまさしく労働過程の産物であり、そのため、生活それ自体が階級闘争の場である」(Costa 1981=1987: 21)とみなしていたが、「高円寺でリサイクルショップを運営していくなかで、デモをはじめとする社会運動の実践と日々の生活とがしだいに一体化するプロセスを経てきた」(渡邊2012: 111)素人の乱の実践は、資本主義から相対的に自律して生きる解放の契機を自ら生み出そうとしているのである<sup>4</sup>。

さらに、論集『ベーシック・インカムとジェンダー』(堅田ほか編2011)は現代日本におけるBI要求の広がりをみるうえで重要である。そこでは、シングルマザー、学生、セクシュアル・マイノリティなど、さまざまなアイデンティティあるいはポジショナリティからBIが考察・

要求されている。興味深いのは、同書における問題経験は必ずしも明確化しては語られず、「強い」主体への着目だけでは逃れてしまう「曖昧な生きづらさ」（草柳 2004）のようなかたちをとっていることだ。たとえば引きこもりの子を持つ母親でありケアワーカーの楽ゆうは、BIによって「子どもたちも親たちも学校や会社にしばられることが減って、ほっといても価値観が変わっていくかもしれない」（楽 2011: 186）と期待を寄せている。楽にとってBIが実現した社会を想像することは「わくわくする」（楽 2011: 186）ような体験ですらある。またアーティストでありケアワーカーの佐々木彩は、周囲のペースに合わせて食事することを幼少期に強いられた経験からBIを要求している。BIによって取り戻されるのは、みそ汁を食べているときに「体の中になめこの国やおくらの国があること」を想像できるような時間、「うっとりとする余裕」なのである（佐々木 2011: 140-50）。

ところでこれまで検討してきた複数の運動は、それらをマルチチュードと呼ぶにしても、置かれている時間と空間、問題的状況は多様である。その要求のあり方も強い主体により親和的なものから、そうではない曖昧なものまで幅広い。ネグリ&ハートもいうように、マルチチュードの運動は、特異性を生産するものだ（Negri&Hardt 2000=2003: 490）。しかし、にも関わらず複数の特異な運動がBIという一つの要求を掲げていることにはいかなる意味があるのだろうか。ネグリ&ハートによれば複数性によって徴づけられるマルチチュードは、情動や交歓を通じて「<sup>仲 間</sup>ボッセ」（Negri&Hardt 2000=2003: 505）として構成される。では、複数の特異な運動がBIという一つの要求を示すに至る情動の回路はどのようなものなのだろう

うか。

というのも、2-2で取り上げた新しい社会運動は、差異化され排除されてきた人々が、その差異に依拠して異議を申し立てるアイデンティティ・ポリティクスであるとひとまずは言える。けれども、アイデンティティ・ポリティクスは「既存の公共空間とその境界線をあらかじめ想定し、その空間の構成そのものについては疑問に付さないかたちで、文化や価値やメンバーシップの多様性を承認すること」（米山 2003: 21）へと、しばしば横着する危険性を持つのではなかったか。だが複数の運動は、福祉国家のカテゴリーによる枠組へと回収される可能性があったにも関わらず、それを批判し普遍主義を掲げるBIの要求にたどり着いていたのである。なぜそこでは、要求のフレームを拡張し、BIというクレームが申し立てられる必要があったのだろうか。

また本節で取り上げた運動では、必ずしもアイデンティティが問題経験の引き金となっているわけでもない。むしろその問題経験は、不安定な労働環境で賃金も社会的承認も十分に得られない「生きづらさ」（雨宮・萱野 2008）、あるいはより端的にいう「楽をしたいという欲望」（渡邊 2012: 120）からきているのではないだろうか。佐々木や楽の要求にしても同様である。「なめこの国やおくらの国」を想像するのを否定された経験が、BIへとつながっている。

このように、複数の相異なる問題経験がBIという一つの要求に結集するのはいかなる機制によるものなのか。これについては、クレーム申し立てとしてのBIが提示するリアリティの核心、すなわち普遍性について分析する必要があるだろう。その要求においてBIは、普遍主義的なものでなければならなかったのである。

先んじて言えば、その普遍主義は「学生に賃金を」から「楽をしたいという欲望」「うっとりとする余裕」まで、複数の問題経験を横断し節合する新しいリアリティを示しているのではないか。

#### 4 ベーシック・インカムを要求すること、あるいは夢を見ること

##### 4-1 社会モデルと差異の政治

前章の問いを踏まえて本章では、BIを要求する行為が持つ遂行的な効果について明らかにしていきたい。なぜ、クレイムはBIとして主張されねばならなかったのか。ここでまず手掛かりにしたいのが、障害学における社会モデルの議論である。

それは、従来の医療や福祉、あるいは社会学が、障害者の直面する問題の原因を、障害者個人の身体に——つまり、彼女・彼の身体が障害 (disability) となっている、という前提に立っていたことを「個人モデル」や「医学モデル」と呼んで批判し、問題は<規格外>の身体をもつ人を排除する社会、彼女・彼が社会参加することを“できなくさせる社会 (disabling society)”の側にあるのだという主張を柱にしている。(後藤 2007: 68)

「個人モデル」「医学モデル」が障害を個人の身体に帰属させるのに対して、社会モデルは障害は社会にこそ起因すると考える。障害とは身体的な欠損のため「できないこと」ではなく、<sup>インペアメント</sup>健全者中心主義的な社会によって「できなくさせられていること」である。したがって社会モデルにおける障<sup>ディスアビリティ</sup>害は、個人の身体への規律訓練ではなく、社会のあり方が変化することに

よって解消されなければならない。

この発想は青い芝の会はもちろん、アウトノミア・フェミニズムや公民権運動にも通じる。男性中心主義的、白人至上主義的な社会で、女性の移動性は私的領域へと限定され、黒人は公共空間で不当な扱いを受け続けていた。これに対しては「社会が『できない』という問題を解決するための責任と負担を負わない状態を問題にすべき」(石川 2002: 26)であり、「財と権利と尊厳の分配システムの変更要求」(石川 2002: 17)で応えるべきだ。だからこそここでは、家事労働からの解放料やコミュニティへの再分配が要求されたのである。

「新しい社会運動」のこうした戦略を肯定的に論じたのが、エルネスト・ラクラウとシャントラル・ムフである。ラクラウ & ムフ (Laclau & Mouffe [1985]2001=2012: 320) は、社会を客観的に同定可能な空間として捉えることをやめ、ヘゲモニーをめぐる非決定的な空間として考えることを提案する。社会は複数の主体が敵対と節合を繰り返す空間であり、その空間は主体間に新たな等価性の連鎖が形成されることを通じて、再編の可能性へと開かれている。社会は、つねに不完全に縫い合わされた「社会的なもの」である。

社会は、決して完全に社会になりきることはできない。なぜならば、社会内部のあらゆるものは諸種の限界によって貫徹され、それらの限界ゆえに、社会はみずから客観的な現実として構成していくのを妨げられているからだ。(Laclau & Mouffe [1985]2001=2012: 284-5)

新しい社会運動の社会モデルは、既存の社会空間の編成を再縫合する試みだったといえる。

たとえば、ラディカルなフェミニズムはシステムの修正には決して満足せず、あくまで家父長制と性差別主義の消滅という「革命的なヴィジョン」を要求する (hooks 2000=2003: 18)。つまり支配的なリアリティへの同化ではなく、アイデンティティに根差した新たなリアリティを社会で主流化することを目指しているのである。

BI も、基本的には社会モデルの延長線上にあるとあってよい。BI は、差異によって被る不利益の責任を社会に求め、社会編成が変わることを要求する。しかし重要なこととして、それだけでは社会に支払いを要求する回路は明らかにできても、特定のアイデンティティ・カテゴリーに応じた支払いではなく普遍的な BI が要求される回路を説明できない。むしろ社会モデルによって保証されるのは、カテゴリーに対する肯定的・積極的な処遇を行なうアフーマティブ・アクションの正当性ともいえる (川越 2013: 71)。だが、あくまでカテゴリーによる差異化に立脚したこの発想によって、「楽をしたいという欲望」や「うっとりとする余裕」を肯定することができるだろうか。

このように社会モデルの議論のみでは、BI という普遍的な保障への要求を適切に位置づけられないのではないか。したがって次節では、社会モデルの限界を踏まえつつ、BI の普遍性についてよりラディカルな構築主義の立場から論じていこう。

#### 4-2 普遍性再考

アウトノミア・フェミニズムや公民権運動や青い芝の会のクレーム申し立ては、社会編成の再縫合へと向かう社会モデル的な発想の上にある。一方で障害学の領域では、社会モデルの問題点を指摘する批判的な議論も行われてきた。

障害学、あるいは、被抑圧者の解放に貢献する意図をもった「解放をめざす (emancipatory)」社会学が必要とするのは、肯定的障害者像の開拓よりも、むしろ、現在の障害者/健常者のような非対称的なカテゴリー化を問題にすること、そして、そのプロセスに目を向け、批判的に介入すること なのではなかろうか、と。(後藤 2007: 80)

後藤吉彦によれば、社会モデルはディスアビリティの責任を社会に求める一方で、インパメントを有する身体の構築性については不問に付してしまう。つまり社会モデルは、インパメントをディスアビリティに先立つものとして想定した基盤主義的な存在論の立場に立ってしまっている (後藤 2007: 74-7)。後藤は、このとき問題となるのは社会モデルが「アイデンティティをもった主体が生まれるプロセスについて見落としている」(後藤 2007) 点だと指摘する。基盤主義的な存在論を温存してしまうと、アイデンティティによって被る不利益は問題化できても、アイデンティティそのものの構築性を問い直せない。だが、アイデンティティは所与の主体<sup>subject</sup>としてではなく、行為体<sup>agency</sup>によって構築される動的なプロセスとして捉えられねばならないことを踏まえれば (Hall 1996=2000)、基盤主義的な存在論をも問うことで、社会による不利益からの解放を目指す社会モデルは深化していく必要がある。本論に即して言えば、カテゴリー化の帰結のみならず、カテゴリーそのものが生産され適応されていくプロセスを問題化していく必要があるのである。

この基盤主義をもっとも徹底的に批判したのが、ジュディス・バトラーである。バトラー

(Butler 1990=1999) は、社会的に構築されるジェンダーと身体的な性としてのセックスとの二項対立を拒絶し、セックスそれ自体が言説の効果として構築されると主張した。アイデンティティ・カテゴリーは基盤的な身体の上に構築されるのではなく、言説によって繰り返し構築される「基盤ナシ」として理解されるのだ (Butler 1990=1999: 248)。さらにバトラー (Butler 2000=2002) は、基盤主義を強化しないかたちでいかに政治をおこなうことができるかに関心を寄せ、普遍性が左翼の政治構想において果たす役割を考察している。そこで以下、バトラーの議論に従いながら BI の普遍性を考察したい。このことは、BI の主張は社会モデル的な差異の政治のベクトルの上にあると同時に、その限界を乗り越えようとする「普遍性の政治」(後藤 2007) でもあることを明らかにするだろう。

まずバトラーは、普遍性は「文明化された『人』という植民地主義的で人種差別的な考えを拡張するため」(Butler 2000=2002: 59) に用いられてきたと述べ、普遍性が問題にするのは人間の定義に他ならないと主張する。ラクラウによれば、普遍性はそもそも個別性に汚染されたものであり、個別性がヘゲモニー闘争の結果として偶発的にその地位を占めているに過ぎない (Laclau 2000=2002: 76-7)。

このことは、社会政策の領域において「偽りの普遍主義」(Williams 1999: 672) が批判されてきたことにも対応していよう。社会政策における普遍主義は適用基準・処遇・適用範囲そして人間理解といった四つの水準を持つ (金子・堅田・平野 2009)。だが、なかでもその人間理解において、普遍性は事実上特定の範囲の人間のみを対象とした「排他的な市民権」を構成してきたことを、70 年代の新しい社会運

動は喝破してきた。バトラーの議論はこうした普遍性批判を踏まえつつ、普遍性を歴史化・非形式化し、脱構築することを試みているものと言える。

バトラーによれば、現在流通している普遍性の公式とはしばしば、イスラエル国家や異性愛核家族など特定の人種アイデンティティや親族組織と同一化され、内実を補填したものにすぎない。そして、その公式を覆すべく「政治化のプロセスが起こるのは、排除された個別の名のもとにはなく、別の種類の普遍の名のもとにである」(Butler 2000=2002: 224)。こうしてバトラーは、普遍性が特定の権力関係のもとで産出されたものにすぎないことを明らかにし、オルタナティブな「相競合する複数の普遍概念」(Butler 2000=2002: 220) の濫喩的な増殖を引き起こすことを目指している。

BI の普遍性が可能にしているのは、福祉国家が流通させてきた人間観ヘクレイムを申し立てることなのではないだろうか。立岩真也もいうように、個々の生産と消費の結びつきを分離する BI の主張は「能産的人間を、また人間の能産的なあり方」(立岩 2010: 164) を再考させる。つまり BI は「普遍とはいかなるものであるべきか、『人間』であるとはいかなるものかをどう理解すればよいのか」(Butler 2000=2002: 63) を、まさに普遍主義の名のもとで問いただし変革するものとして、理解されるのである。

近代の主たる用語は、革新的な再使用——「誤使用」と呼ぶ人もいる——を被るものである。なぜなら、まさにそういった用語は、それが使われるためには、その権威をまえて奪われている人々によって、それが語られなければならないからである。(Butler

賃労働や再生産の秩序は、セクシュアリティやディスアビリティ、あるいは人種といったかたちで差異化され能産性を割り振られた諸身体によって維持されてきた。異性愛の男女を前提とした性別役割分業はその典型である（上野[1990]2009）。これに対して問うべきは、特定の人間の形象が普遍化され能産性と生存可能性が配分される過程であり、それを是とするリアリティである。カテゴリーに関わらずすべての個人に支払われる BI の普遍性は、人間をめぐる支配的なリアリティの再考を迫り、「人間の単一の形状など、存在しないのだ」（Butler 2009=2012: 71）というオルタナティヴなリアリティを新たに普遍的なものとして設定し直すために、欠くことのできないものだったのである。

したがって BI の普遍性は、社会モデル的な差異の政治以上のことを行なっているといえることができる。社会モデルではカテゴリー化による不利益の責任が社会にあるということは主張できても、つねにすでに差異化・分断された人間概念は問題化できない。だが BI の普遍性は、そうした人間概念自体へ異議を申し立てることを可能にする。複数の運動はいずれも、旧来の人間観を問題化する必要性に駆られ、BI の普遍性によってその契機を掴んでいたのである。「家事労働に賃金を」と「楽をしたいという欲望」と「うっとりとする余裕」が同時に肯定されうるのは、この地点においてである。

#### 4-3 ベーシック・インカムに見る夢

ここまでクレイム申し立てとしての BI を論じることで明らかになったのは、それは特定の人に占有された社会をこじ開ける社会モデル的

な要求であるのみならず、そこで前提される人間観をも問い直す普遍性の脱構築だったということだ。BI の要求はすべての生が等しく人間として扱われ生存権を保障されるべきだという普遍の再定義であり、だからこそ各々が置かれた問題状況の根源に迫るものとして、複数の運動において申し立てられねばならなかったのである。だが、BI はあまりにも多くの批判に晒されてきた。ここでは最後にその検討を通じて、クレイム申し立てとしての BI が持つ遂行的可能性を論じたい。

BI に対する批判には、以下のようなものが挙げられる。まず、理念は分かるが「財源がない」（堅田・山森 2006: 96）、「実行可能性がなく現実味が薄い」（山森 2007: 7、橋木・山森 2009: 277）、そして理念の問題として「働かない者にも金を支給するのか」「フリーライダーが増える」（橋木・山森 2009: 245）といったものである。

だが実のところ、これらの批判に区分を与えらるるにはあまり意味がない。それよりも問題は、このように BI を批判することによって何が行われているのか、である。パトラーの行為遂行性の議論に従えば、支配的なリアリティとは決して所与のものとして存在するのではない。それは特定のリアリティが「反復行為によって構造化され」（Butler 1990=1999: 247）支配的な地位を獲得することで、遂行的に構築されるのだ。

そのように考えるとき、前述の批判が行っているのは、「現実是不変」「働かざる者、食うべからず」という支配的なリアリティの遂行的な反復であり再構築に他ならない。だが実のところ、こうしたリアリティには根拠があるわけではなく、「一方の正当性は、すでに選択された当のリアリティの観点から見て他方は適

切ではないというトートロジカルな選択の反復によって、支えられている」(草柳 2004: 20)にすぎない。支配的なリアリティは、その地位を守るべく、BIのリアリティを現実的でないとみなし斥けようと腐心する。しかしこのことは、BIを要求する行為が支配的なリアリティにとっていかに脅威であるかを物語ってもいる。パトラーもいうように、その構築過程に夾雑物が混ざり込み、反復が異なったかたちで行われる「トラブル」(Butler 1990=1999: 73)によって、支配的なリアリティの自明性は失われうる。反復的な発話行為こそが、「政治の内部で普遍的範囲を規定していた排他的支配力を有する確定的言説を、過去から奪い取る可能性」(Butler 2000=2002: 63)を引き出すのであり、この意味で、BIはまさにトラブルなのだ。そのクレーム申し立ては、「労働」「賃金」「社会」「人間」といった諸語を奪用し再配備することで、人間の定義の欠落を明るみに出し、修正を迫る遂行的な実践なのである。

したがって、BIが「現実的でない」と言われることは、「普遍に保護されて語る権利は持たないけれども、普遍的権利を主張し、しかも闘争の個性性を温存したままで語ろうとするときには、無意味とか不可能として片づけられる方法で語らなければならない」(Butler 2000=2002: 60-1)以上、ある意味で当然である。むしろこの場合、現実的でないことこそがBIの核心なのだともいえる。BIは、その普遍性によって支配的なリアリティを遂行的に攪乱する夢の領域に属する。ここでいう夢とは、以下のようなものだ。

つまり、わたしたちをどこかほかの場所へつれていき、恐怖を追体験することを強い、もっと重要なことには、新しい社会を想像す

るのを可能にするのだ。覚えておかなければならないのは、諸々の状況と社会運動の存在そのもののおかげで、参加者たちは何か別のものを想像することができるし、物事がいつもこんな風でなくてもいいということに気づくことができる。(Kelly 2002=2011: 28)

ロビン・D・G・ケリーのいう夢は、すぐれて遂行的な概念として理解される。ブラック・アメリカンの人びとは、アフリカ大陸やエチオピアといった起源を夢見ることで自らの置かれたリアリティを再解釈し、差別的な社会を生き延びることを可能にしていた(Kelly 2002=2011: 47-9)。ここでケリーは夢を見ることの理論化にあたって、未開のものや不可思議なものの追求において西洋中心主義や合理主義を相対化しようとした<sup>シユールレアリスム</sup>超現実主義の思想・運動を参照している。つまり夢を見ることは「現実的なものを超えて<sup>メイク・イット・シユールレア</sup>超現実的に生きる」(Kelly 2002=2011: 310)ことであり、現実とそうではない(とされる)ものの境界線を引き直し、現実の社会的構築にトラブルを引き起こしうるのである。

また渋谷望がいうようにBIは「敵の言葉を上手く使いながら真面目とパロディの微妙なところを突く」(渋谷 2007: 9)。そのクレーム申し立ては一方では支配的なリアリティを揺るがすが、そこで夢が遂行的に示されることは、人が自らをエンパワーするコンシャスネス・レイジング(hooks 2000=2003: 26)ともなりうるのだ<sup>5</sup>。

もっとも、筆者は議論をリアリティ定義へとずらすことで、BIが実現される可能性を度外視しているわけではない。ただ、BIの主張するリアリティが周縁化されたままなのだとしたら、それは支配的なリアリティが反復され維持

されている証である。そして確かなのは、この位置関係の転覆なくしてBIの実現はありえない。

BIを要求することは、夢を語ることである。この夢は現実を異なって反復することで、まさにその現実を異化し書き換える夢である (Pfohl 2008: 666)。つまり夢は、現実の自明性を揺るがす効果を持っている。やがて私たち一人ひとりが夢を見始めるならば、そのとき現実、音を立てて変わっていくだろう。

## 5 おわりに

BIを要求することは、新しい普遍性の夢を見ることであり、夢によって現実を変えようとするものである。本論で明らかにしたように、BIの中には多くの人びとの夢が折り重なっているということである。BIは、相異なった運動が社会そして人間をめぐる展開され、やがて交わる地点だともいえる。BIを要求することによって、アイデンティティから出発しつつも、差異の政治を普遍性の政治につなげることが可能となるだろう。

繰り返せば、筆者はアルバイトに勤しむ大学院生である。BIはそのような筆者がクラブで見る夢を肯定すると同時に、他者のさまざまな夢——「家事労働に賃金を」「学生に賃金を」「楽をしたいという欲望」「うっとりとする余裕」——について想像し、また実際に出会うことを可能にしてくれる。その出会いによって、筆者の夢は特定の「状況に置かれた知」(Haraway 1991=2000)に過ぎないことが明らかになり、時には批判され、更新を求められることもあろう。BIの普遍性はつねに再分節される以上、それは必要なことである。BIは樂園を確証するものではない。

したがって求められるのは、「競合し重なり合う複数の普遍主義を裁定して、一つの運動に作り上げるための、翻訳の政治」(Butler 2000=2002: 227)を行なっていくことである。ここでバトラーは、翻訳の政治がいかに実践されるのか具体的に語ってはいない。だが、ことBIに関しては、すでに翻訳の政治は開始されているといえそうだ。つまり翻訳とは、現実には抗い夢を見ること、そして夢を語り合うことである<sup>6</sup>。BIはクレイム申し立てであると同時に、あるいはそれを超えて、翻訳の政治の実践でもある。この翻訳に参入し、夢にまつわる対話に臨むとき、BIはつねにすでにそこにあるのだ。

## 注

<sup>1</sup> 「新しい社会運動」は一般にアメリカ・公民権運動を先駆として論じられる1970年代以降の反システム運動である。女性・障害者・少数民族・同性愛者などがその担い手となり、アイデンティティと自己決定権の尊重を要求するとともに、経済成長や物質的な富を相対化する価値観・ライフスタイルが追求された(道場 2004: 246-7)。

<sup>2</sup> 社会問題の構築主義はこの問いをめぐる厳格派、コンテクスト派、ポストモダン派という複数の分析手法を開発してきた。研究者の営み自体に留意しつつ問題の別様な見方を開拓する本論はポストモダン派のアプローチをとる。これについて詳しくは福重(1999)。

<sup>3</sup> たとえば、日本学生支援機構による貸与奨学金制度は学生の生を管理対象とする側面を持つことを批判する「ブラックリストの会」による運動がある。

<sup>4</sup> とはいえ、松本はBIそれ自体を要求しているわけではない。むしろ松本は「ポツタクリ経済システム」(松本 2008: 64)として現行の貨幣経済自体を批判的に相対化しているからだ。だが、その間

題経験とリアリティがこれまでのBIの要求に通じることは注目に値する。このようにクレーム申し立てとしてBIを論じることで、明示的に語られるBI論を超えて遍在する、共通した問題経験を明らかにできる。すなわち、BIに通じる問題経験そして夢は、BIが要求されている範囲を越えてそこかしこに見出すことができるかもしれないのである。<sup>5</sup> 野村史子の言葉が示唆的だ。「BIって、やっぱり夢だと思っているのね。実現しないということではなくて。……私は、BIの実現よりも、こんな考

え方があるのかと提示したいという思いがある。……こんなことがあるのかと気付いた時、希望があったと思ったときに、しんどい人も声を上げることができるのではないかと思う」(野村 2011: 220-1)。

<sup>6</sup> 「ベーシック・インカムフォーラム in 早稲田 Vol.1」(早稲田大学文学学術院岡部耕典ゼミ主催: 2011) や「国際基督教大学ジェンダー研究センター秋・冬学期読書会」(2013) はその一例であり、本論文は、これらにおける対話の成果である。

## 文献

- 兩宮処凛・萱野稔人, 2008, 『「生きづらさ」について——貧困, アイデンティティ, ナショナリズム』 光文社。
- ブラックリストの会 (2013年12月3日: <http://kanekaese2009.web.fc2.com/about.html>)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble Feminism and the SUBVERSION of Identity*, London and New York: Routledge. (= 1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 青土社.)
- , Ernesto Laclau and Slavoj Zizek, 2000, *Contingency, Hegemony, Universality: Contemporary Dialogues on the Left*, London and New York: Verso. (= 2002, 竹村和子, 村山敏勝訳『偶発性・ヘゲモニー・普遍性——新しい対抗政治への対話』 青土社.)
- , 2009, *Frames of War: When Is Life Grievable?*, London and New York: Verso. (= 2012, 清水晶子訳『戦争の枠組——生はいつ嘆きうるものであるのか』 筑摩書房.)
- Costa, Mariarosa, 1981, *Emergenza femminista negli anni '70e percorsi di rifiuto del lavoro*, in AA.VV., *La societa italiana. Crisi di un Sistema*, F. Angeli. (= 1986, 伊田久美子・伊藤公雄訳「フェミニズムの登場と『拒否』の闘いの展開」『家事労働に賃金を——フェミニズムの新たな展望』インパクト出版会, 6-47.)
- Fitzpatrick, Tony, 1996, "Postmodernism, Welfare and Radical Politics," *Journal of Social Policy*, Vol25(3): 303-20.
- , *Freedom and Security: An Introducion to the Basic Income Debate*, London: Macmillan Press. (= 2005, 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』 勁草書房.)
- 福重清, 1999, 「社会問題研究におけるポストモダン派社会構成主義の可能性」『ソシオロゴス』No.23: 182-95.
- 後藤吉彦, 2007, 『身体社会学のブレークスルー——差異の政治から普遍性の政治へ』生活書院。
- Hall, Stuart, 1996, *Who Needs Identity?*, Sage Publications Inc. (= 2001, 宇波彰訳「誰がアイデンティティを必要とするのか?」『カルチュラル・アイデンティティの諸問題』大村書店, 7-36. )
- Haraway, Danna J, 1991, *Simians, Cyborgs and Women: The Reinvention of Nature*, London and New York: Routledge. (= 2000, 高橋さきの訳『猿と女とサイボーグ——自然の再発明』 青土社.)
- Hooks, Bell, 2000, *Feminism is for EVERYBODY: Passionate Politics*, Cambridge: southendpress. (= 2003, 堀田碧訳『フェミニズムはみんなのもの——情熱の政治学』 新水社. )

- 石川准, 2002, 「ディスアビリティの削減, インペアメントの変換」石川准・倉本智明 編著『障害学の主張』明石書店, 17-46.
- 人民新聞オンライン 2010.6.14. (2014年3月12日: <http://www.jimmin.com/doc/1377.htm>)
- 堅田香緒里・山森亮, 2006, 「分類の拒否——『自立支援』ではなく, ベーシック・インカムを」『現代思想』86-99.
- ・白石嘉治, 2007, 「ベーシックインカムを語ることの喜び」『VOL 02 —— ベーシック・インカムポスト福祉国家における労働と保障』以文社, 94-9.
- , 2011, 「女/学生/ベーシックインカム」堅田香緒里・白崎朝子・野村史子・屋嘉比ふみ子編著『ベーシックインカムとジェンダー——生きづらさからの解放に向けて』現代書館, 199-227.
- 金子充・堅田香緒里・平野寛弥, 2009, 「社会政策における『普遍主義』の再検討——シティズンシップ論の視角から」『日本社会福祉学会 第57回全国大会理論第3分科会報告』.
- 川越敏司, 2013, 「障害の社会モデルと集団的責任論」川越敏司・川島聡・星加良司編著『障害学のリハビリテーション——障害の社会モデルその射程と限界』生活書院, 52-76.
- 荻野稔人編, 2012, 『ベーシックインカムは究極の社会保障か』堀之内出版.
- Kelly, Robin D G, 2002, *Freedom Dreams: The Black Radical Imagination*, Massachusetts: Beacon Press. (= 2011, 高廣凡子・篠原雅武訳『フリーダム・ドリームス——アメリカ黒人文化運動の歴史的想像力』人文書院.)
- King Jr, M L, 1968, *The Trumpet of Conscience*, New York: Harper&Row. (= 1968, 中島和子訳『良心のトランペット』みすず書房.)
- 桐田史恵・瀬山紀子・野村史子・屋嘉比ふみ子・白崎朝子, 2011, 「座談会 ベーシックインカムは家父長制を打ち破れるか」堅田香緒里・白崎朝子・野村史子・屋嘉比ふみ子 編著『ベーシックインカムとジェンダー——生きづらさからの解放に向けて』現代書館, 199-227.
- 狐火, 2012, 「明日なんて先さ」『29才のリアル』Butterfly Under Flaps.
- Kitsuse, John I, 1980, "Coming Our All Over: Deviant and The Politics of Social Problems", *SOCIAL PROBLEMS*, 28(1): 1-13.
- 草柳千早, 2004, 『「曖昧な生きづらさ」と社会——クレーム申し立ての社会学』世界思想社.
- 栗原康, 2010, 「大学賭博論——債務奴隷化かベーシックインカムか」『現代思想』38(8): 154-64.
- Laclau, Ernest and Chantal Mouffe, [1985]2001, *Hegemony and Socialist Strategy*, 2nd ed., London and New York: Verso. (= 2012, 西永亮, 千葉真訳『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』筑摩書房.)
- Loseke, R. Donileen, 1987, "Lived Realities and The Construction of Social Problems: The Case of Wife Abuse," *Symbolic Interaction*, 10(2): 229-43.
- 道場親信, 2004, 「社会運動の歩み——世界システムへの挑戦者たち」大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編『社会運動の社会学』有斐閣, 235-52.
- 松本哉, 2008, 『貧乏人の逆襲——タダで生きる方法』筑摩書房.
- Miller, Leslie J, 1993, "Claims-Making from the Underside: Marginalization and Social Problems Analysis," Miller, Gale, eds., *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, New York: Aldine de Gruyter, 349-75.

- Negri, Antonio and Michael Hardt, 2000, *Empire*, Harvard University Press. (= 2003, 水島一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳『帝国——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社.)
- 新田ヒカル・星飛雄馬, 2009, 『やさしいベーシック・インカム——貧困のない社会を実現する理想の社会保障』サンガ.
- 小沢修司, 2002, 『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版.
- Pateman, Carole, 2006, "Democratizing Citizenship: Some advantages of a basic income," Wright, O. Erik eds., *Re-designing Distribution: Basic income and stakeholder grants as alternative cornerstones for a more egalitarian capitalism*, London and New York: Verso, 119-91
- Pfohl, Stephen, 2008, "The Reality of Social Constructions," Holstein, A. James and Gubrium, F. Jaber, eds., *Handbook of Constructionist Research*, New York: The Guilford Press, 645-68.
- Pierson, Christopher, 1991, *Beyond The Welfare State?*, Oxford: Basil Blackwell Limited. (= 1996, 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家——福祉の新政治経済学』未来社.)
- 染ゆう, 2012, 「私とベーシックインカム」堅田香緒里・白崎朝子・野村史子・屋嘉比ふみ子 編著『ベーシックインカムとジェンダー——生きづらさからの解放に向けて』現代書館, 171-86.
- 佐々木彩, 2012, 「うっとりする時を取り戻すために」堅田香緒里・白崎朝子・野村史子・屋嘉比ふみ子 編著『ベーシックインカムとジェンダー——生きづらさからの解放に向けて』現代書館, 136-51.
- 渋谷望・萱野稔人・酒井隆史・白石嘉治・田崎英明・山森亮, 2007, 「ベーシック・インカムとはなにか」『VOL 02——ベーシック・インカム ポスト福祉国家における労働と保障』以文社, 4-19.
- 白石嘉治, 2010, 『不純なる教養』青土社.
- Spector, M B. and J I Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company. (= 1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論を超えて』マルジュ社.)
- 武川正吾, 1989, 「『福祉国家の危機』その後」社会保障研究所編『社会政策の社会学』東京大学出版会, 191-252.
- 武川正吾編著, 2008, 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社.
- 橋木俊詔・山森亮, 2009, 「貧困を救うのは, 社会保障改革か, ベーシック・インカムか」人文書院.
- 立岩真也, 2010, 「BI は行けているか?」立岩真也・齊藤拓『ベーシック・インカム ——分配する最小国家の可能性』青土社, 11-188.
- 上野千鶴子, [1990]2009, 『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.
- 渡邊太, 2012, 『愛とユーモアの社会運動論——末期資本主義を生きるために』北大路書房.
- Williams, Fiona, 1999, "Good-enough Principles for Welfare," *Journal of Social Policy*, Vol28(4): 667-87.
- 山森亮, 2003, 「基本所得——多なる者たちの第二の要求によせて」『現代思想』31(2): 130-47.
- , 2009, 『ベーシック・インカム入門』光文社.
- 横塚晃一, 2007, 『母よ! 殺すな』生活書院.
- 米山リサ, 2003, 『暴力・戦争・リドレス——多文化主義のポリティクス』岩波書店.

【付記】 上田真央さん（国際基督教大学ジェンダー研究センター）に英文要旨の執筆をご協力いただきました。記して感謝します。

（ほりしんご、早稲田大学大学院文学研究科社会学コース博士課程、mononoke-party@suou.waseda.jp）  
（査読者 堅田香緒里、後藤吉彦）

## Claim-Making Activity of The Basic Income

Shingo HORI

The purpose of this paper is to see basic income (BI) as a claim-making activity and to show its performativity within the construction of reality. Claims of BI, which implied various problem experiences, can be a strategy of the “politics of differences” based on identity categories. Moreover, it can also have its potential to be a strategy of the “politics of universality” to question the dominant definition of “human”. Thus, claiming BI can dissimilate the dominant reality and to construct ‘dreams’ that a society hopes for, and to bring about a change to the current social paradigm.